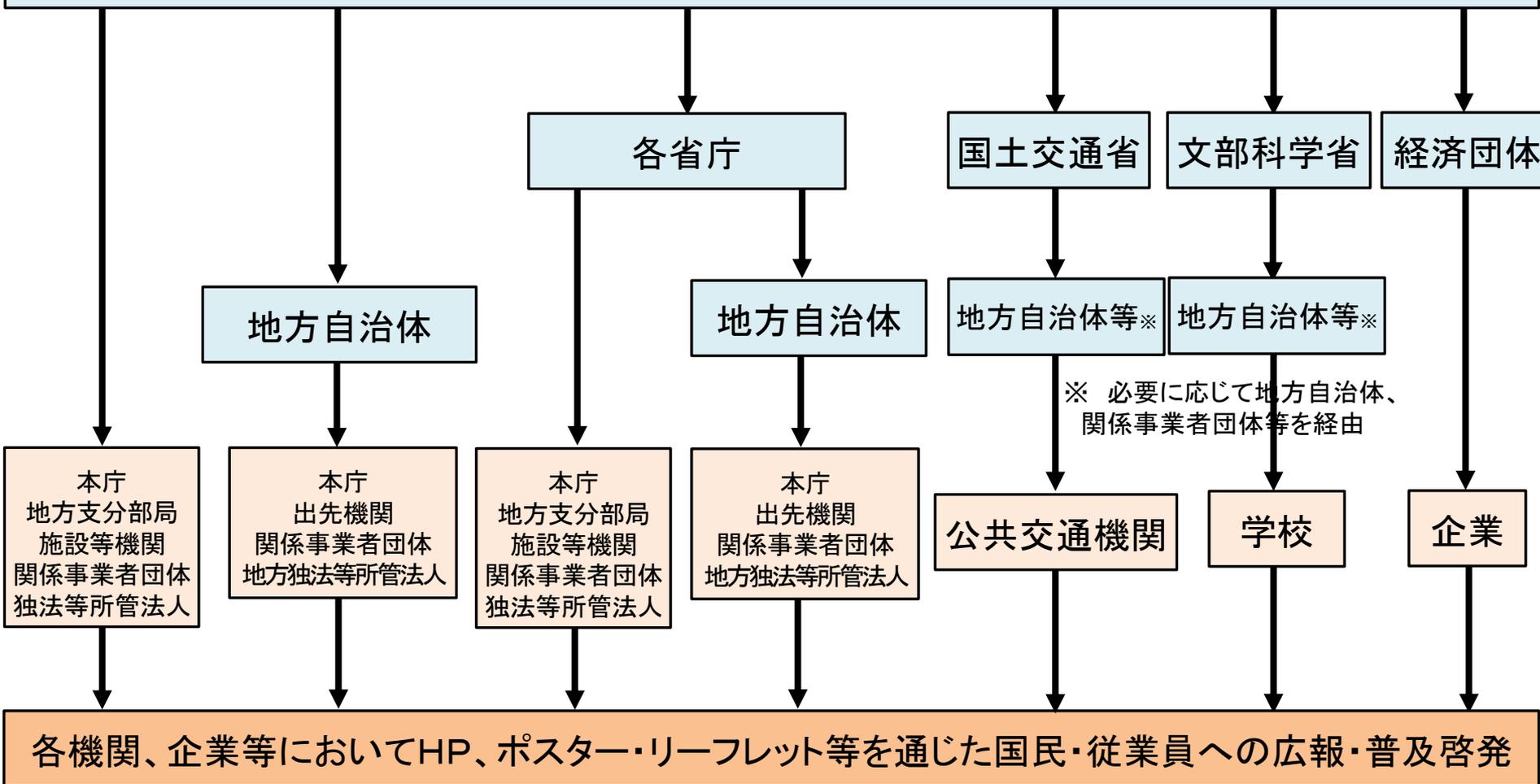


# 国民に対する蚊の対策に関する普及啓発の推進(フロー)

別紙1

蚊の発生防止やジカウイルス感染症の感染防止を図るため、各省庁、地方自治体、公共交通機関、企業、学校等からの蚊の対策(自宅周辺の水溜りを除去する、蚊の多い場所に行くときは肌を露出しない等)に関する普及啓発を推進する。

厚生労働省・内閣官房 ※事務連絡を発出



広い敷地を有するなど蚊が多く発生すると考えられる公園、学校、寺社、空海港、駅等における下草刈り、水溜り・不要物の除去等の予防対策の周知を徹底する。

厚生労働省・内閣官房 ※事務連絡を発出

国土交通省

文部科学省

関係省庁

地方自治体等※1

地方自治体等※1

地方自治体等※1

※1 必要に応じて地方自治体、関係事業者団体等を経由

公園  
空海港  
駅

学校  
寺社

【例】  
保育所  
認定こども園  
文化施設(美術館、博物館、劇場、音楽堂等)  
動物園・植物園  
特定建築物(注)  
皇居・御苑・墓苑  
自衛隊飛行場(共用空港)

(注)「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に定める特定建築物(興行場、百貨店、集会場、図書館、遊技場、店舗、事務所、研修所、旅館で3000㎡以上)